

## 北東北小水力利用推進協議会規約について

### (名称)

第 1 条 この会は、北東北小水力利用推進協議会（以下「協議会」）という。

### (目的)

第 2 条 協議会は小水力等の利用推進と環境・エネルギーに関する調査研究を行うと共に、小水力等の利用事業の円滑な普及発展を図り、持続可能な循環型地域社会の構築と環境保全に寄与することを目的とする。

### (事務所)

第 3 条 協議会は、事務所を秋田県鹿角市十和田大湯字下ノ湯 7 番地 1 株式会社西村林業に置く。

### (事業)

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するために、秋田県・青森県・岩手県等を活動範囲として次の事業を行う。

- (1) 小水力等の利用と環境・エネルギーに関する調査研究
- (2) 小水力等の利用と環境・エネルギーに関する情報・資料の収集
- (3) 小水力等の利用と環境・エネルギーに関する情報提供、アドバイス
- (4) 小水力等の利用と環境・エネルギーに関する普及啓発活動
- (5) 小水力等の利用事業関係者の連携協調の充実
- (6) 小水力等の利用事業や環境・エネルギーに関する施策等の提言
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

### (会員)

第 5 条 協議会の会員は次の 4 種とし、正会員が協議会を構成する。

- (1) 正 会 員 協議会の目的に賛同し、協議会の活動を主体的・積極的に実施するために入会した個人および団体および企業
- (2) 賛助会員 協議会の目的に賛同し、協議会の活動を賛助するため、もしくは、協議会の活動を支援するために入会した個人および団体および企業
- (3) 情報会員 協議会の目的に賛同し、協議会が提供するサービス・情報を享受するために入会した個人および団体
- (4) 特別会員 協議会の目的に賛同し、提供するサービス・情報を享受し、協議会活動を見守り支援するために入会した自治体等

- 2 会員は以下に定める年会費を納入しなければならない。特別会員には会費を徴収しない。賛助会員、情報会員、特別会員は議決権を持たない。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) 正会員 年会費  | 5,000円       |
| (2) 賛助会員 年会費 | 30,000円を1口以上 |
| (3) 情報会員 年会費 | 3,000円       |
| (4) 特別会員 年会費 | 0円           |

3 会合時には必要とする参加費・実費経費等を別途徴収することができるものとする。

#### (入会)

第6条 正会員、賛助会員、情報会員、特別会員として入会しようとするものは、入会申込書（別紙「第1号様式」）を協議会に提出し、会長の承認を得なければならない。

- 2 入会の承諾を得た正会員、賛助会員、情報会員、特別会員は、遅滞なく年会費の全額を次年度の始まる前日までに振込みしなければならない。事業年度の途中入会の場合も同額の年会費を支払うものとする。

#### (退会)

第7条 会員は退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。

- (1) 個人会員の本人が死亡したとき
- (2) 団体会員である団体が消滅したとき
- (3) 事業年度末日までに当該年度の会費を支払わなかったとき

3 退会の場合、一度納入された会費は、原則として返金しない。

#### (除名)

第8条 会員がこの規約に違反したとき、若しくは、協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき、事業の利用について不正の行為をしたとき、犯罪その他信用を失う行為をしたときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (理事)

第9条 協議会に理事をおき、理事は会長を補佐し第2条の目的を遂行するために活動する。

- 2 理事は、総会において正会員のうちから選任する。
- 3 理事の人数は5人以上20人以内とする。
- 4 理事の報酬は無給とする。

#### (会長)

第10条 会長は協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長は理事の互選によって選任する。
- 3 会長の報酬は無給とする。

(副会長)

第 11 条 副会長は、会長に事故あるときにはその職務を代行する。

- 2 副会長は 1 人以上 2 人以内とし会長が選任する。
- 3 副会長の報酬は無給とする。

(理事会)

第 12 条 理事会は会長が招集する。ただし理事の過半数の同意があれば会長が招集しなくとも開催することができる。

- 2 理事会は、理事の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。
- 3 理事会の決議は、本規約に特段の定めがない限り出席理事（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(監事)

第 13 条 協議会に監事をおき、協議会の会計および活動状況を監査する。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 監事の人数は 1 人以上 2 人以内とする。
- 4 監事は会長・理事を兼務することはできない。
- 5 監事は協議会の事業及び会計を監査し、総会に監査結果の報告を行い、承認を得る。
- 6 監事の報酬は無給とする。

(役員任期)

第 14 条 協議会に理事、会長、副会長および監事の役員をおく。その任期は、1 期を 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は任期期日後最初に開催された総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠または増員によって就任した役員の任期は、各々の前任者または現任者の残任期間とする。

(顧問)

第 15 条 協議会は顧問をおくことができる。

- 2 顧問は会長が選任する。
- 3 顧問は正会員である必要は無い。
- 4 顧問の報酬は無給とする。

(総会)

第 16 条 総会は会長が主催する。

- 2 会長は毎年 1 回の通常総会を開催しなければならない。それ以外に随時総会を開催することができる。
- 3 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
- 4 総会は正会員をもって構成し、正会員の 3 分の 1 の出席（委任状を含む）により成立する。
- 5 総会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席正会員（委任状を含む）の過半数をもって行う。
- 6 総会は、この規約で別に定めるもののほか、事業計画および予算、事業報告および決算、その他この協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

#### （事務局）

第 17 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長及び事務局員は会長が任命する。
- 3 協議会の会計執行責任者を事務局長とし、事務局長は理事会の監督の下で会計事務を行う。
- 4 事務局長の報酬は無給とする。

#### （運営委員会）

第 18 条 会長は協議会の適切な運営を図るため、運営委員会を設置することができる。

- 2 運営委員は会長が選任する。
- 3 運営委員会は会長が招集する。
- 4 運営委員の報酬は無給とする。

#### （事業年度）

第 19 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### （会計）

第 20 条 協議会の運営費は会費および寄付金その他をもって充当する。

#### （規約の変更）

第 21 条 本規約を変更するためには、総会において出席正会員（委任状を含む）の 3 分の 2 以上の賛成による議決を要する。

#### （解散）

第 22 条 協議会の解散は、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決（委任状を含む）を要する。

(附則)

- 1 この規定は、平成 28 年 11 月 5 日より施行する。
- 2 協議会設立直後の事業年度は、第 19 条の規定にかかわらず、設立の日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 3 協議会設立時の会長および副会長は、第 9 条第 2 項および第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の議決により理事の中から選任することができる。
- 4 協議会設立時の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年度の通常総会開催日までとする。

第1号様式

入会申込書

北東北小水力利用推進協議会 御中

北東北小水力利用推進協議会規約を承知の上、下記のとおり入会を申し込みます。

申し込み年月日 年 月 日

1. 入会申込み者プロフィール

入会申込者名義 (団体会員の場合は団体名、 個人会員の場合は氏名、特別 会員の場合は自治体名部署を 記入して下さい)	(フリガナ)	
担当者氏名 (団体会員、自治体会員の 場合のみ)	(フリガナ)	
住所	〒	
連絡先電話番号		FAX 番号
e-mail アドレス		

2. 入会を申し込む会員区分 (いずれかに○印)

会員区分	会員区分の定義	年会費
(1)正 会 員	協議会の活動を主体的・積極的に実施	個人および団体および企業 5 千円
(2)賛助会員	協議会の活動を賛助、または支援	個人および団体および企業 3 万円 1 口 以上
(3)情報会員	協議会が提供するサービスを楽しむ	個人 または 団体 3 千円
(4)特別会員	協議会が提供するサービスを楽しむ	自治体等 0 円

3. お支払方法 (いずれかに○印)

銀行振込	秋田銀行 大湯支店 普通 1010266 振込口座名 北東北小水力利用推進協議会 (フリガナ) キタウホクショウスイリョクヨウスイシンキョウギカイ	お振込み予定 月 日頃
現金		

※振込手数料につきましては、振込人のご負担をお願いします。